

平成21年度 川崎市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成21年度川崎市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理面積(累計)	10,627ヘクタール
(2) 水洗化助成戸数	134戸
(3) 主要な建設改良事業	
下水幹枝線、ポンプ場及び水処理センター等整備事業	16,543,746千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	下水道事業収益	40,463,917千円
第1項	営業収益	38,482,570千円
第2項	営業外収益	1,980,337千円
第3項	特別利益	1,010千円

支 出		
第1款	下水道事業費用	39,722,420千円
第1項	営業費用	26,689,375千円
第2項	営業外費用	13,003,045千円
第3項	特別損失	10,000千円
第4項	予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 15,776,825 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 741,497 千円及び当年度分損益勘定留保資金 15,035,328 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	下水道事業資本的収入	43,831,038 千円
第1項	企 業 債	36,144,000 千円
第2項	一 般 会 計 出 資 金	2,307,972 千円
第3項	国 庫 補 助 金	4,302,212 千円
第4項	負 担 金	20 千円
第5項	寄 附 金	10 千円
第6項	水洗便所等貸付事業収入	30 千円
第7項	基 金 繰 入 金	1,076,410 千円
第8項	固 定 資 産 売 却 代 金	10 千円
第9項	投 資 収 入	364 千円
第10項	そ の 他 資 本 的 収 入	10 千円

支 出

第1款	下水道事業資本的支出	59,607,863 千円
第1項	建 設 改 良 費	16,543,746 千円
第2項	償 還 金	39,002,633 千円
第3項	水洗便所等貸付事業費	30 千円
第4項	基 金 造 成 費	354 千円
第5項	投 資	4,051,100 千円
第6項	予 備 費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成 21 年度 公共下水道建設事業費	平成 22 年度から 平成 23 年度まで	13,398,835 千円
平成 21 年度土地借上料	平成 22 年度から 平成 23 年度まで	998 千円
「水洗便所等貸付事業資金融資」 に伴う金融機関に対する損失補償	平成 21 年度から 債務消滅時まで	8,622 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 公共下水道 整備事業	千円 11,714,000	政府資金、銀行その他 から普通貸借または証 券発行（他の地方公共 団体との共同発行を含 む。）による。起債の時 期は当該年度とする。 ただし、事業進ちよく または財政その他の都 合により、全部または 一部を翌年度へ繰越し て起債することができる。	年 9.0% 以 内	借入れの日から 30 か年以内（据置期間 を含む。）に償還す る。ただし、企業財 政の都合により繰上 償還、償還年限の短 縮または本議決の範 囲内で借換えするこ とができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
2 借 換 債	千円 10,730,000	銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。	年 9.0% 以 内	借入れの日から 25 年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
3 資 本 費 平 準 化 債	13,700,000	銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。	年 9.0% 以 内	借入れの日から 20 年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

4,955,341千円

（他会計からの補助金）

第9条 下水道事業助成及び雨水処理費等に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、15,482,717千円である。

平成21年 2 月 1 8 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫